

令和7年度庁議報告事項
第9回庁議（2025年8月26日）

健康福祉部保健企画課

【件名】

受動喫煙防止に向けた取組の推進について

【要旨】

区では、区民の方の健康を守る観点から、受動喫煙防止対策を総合的かつ効果的に推進し、誰もが快適に過ごせるまちづくりを実現するため、令和7年3月に中野区受動喫煙防止対策基本方針を策定した。受動喫煙防止対策を今後より効果的なものとするため、受動喫煙防止に向けた取組を進めるとともに、本方針に基づき、（仮称）中野区受動喫煙防止対策条例の制定について検討を進めており、以下のとおり報告する。

1 受動喫煙防止に向けた今後の主な取組

(1) 公衆喫煙所設置助成制度の創設

民間企業等が設置する公衆喫煙所への助成を行う。設置費用及び維持管理費用を助成することができるものとし、助成制度を利用し設置された公衆喫煙所は、区の公衆喫煙所として指定する。

(2) 巡回指導の実施

区内の公共の場所における喫煙の監視や喫煙マナー指導のため、指導員による巡回を実施する。

(3) コールセンター設置及び専門アドバイザーの派遣

コールセンターを設置し、事業者等に対する補助制度の案内、区関係部署への取次ぎなど区民や区内事業者からの相談、問合せ、苦情等に対応する。

また、希望する事業者等に対し、専門アドバイザーを派遣し、実地による相談支援や喫煙場所の環境測定を行う。

2 公衆喫煙所の整備について、

鉄道各駅周辺は、人通りが多く、受動喫煙が発生するリスクが高いことから、重点整備地区として指定し、公衆喫煙所設置助成制度の助成率を高く設定することで、民間事業者による公衆喫煙所設置を推進する。また、中野駅周辺は、特に人通りが多いことから、最重点配備地区として指定し、民間事業者による公衆喫煙所設置推進を図るとともに、区においても公衆喫煙所を整備する。

3 (仮称) 中野区受動喫煙防止対策条例の制定について

(1) 目的

本条例は、受動喫煙による区民等の健康への影響を未然に防止するための中野区、区民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、公共の場所における喫煙の禁止等その他受動喫煙防止措置について定めることにより、区民等の健康の増進等を図ることを目的とする。

(2) 条例の考え方（骨子）

① 区、区民等、事業者の責務

- ・ 区は、受動喫煙が生じないよう、受動喫煙防止措置を総合的に推進するとともに、受動喫煙防止措置の効果的な推進のため、区民等、事業者及び関係機関等と連携を図るものとする。
- ・ 区民等及び事業者は、区が推進する受動喫煙防止措置に協力するよう努めなければならない。
- ・ 事業者は、事業活動を行うに当たって受動喫煙を生じさせることがないよう、受動喫煙の防止に必要な環境の整備に取り組むよう努めなければならない。

② 公共の場所における喫煙の禁止等

- ・ 区民等は、区内の公共の場所において喫煙をしてはならない。
- ・ 区民等は、禁煙場所以外の場所において喫煙する際、公共の場所にいる区民等に受動喫煙が生じないよう周囲の状況に配慮しなければならない。
- ・ 区民等は、禁煙場所以外の場所において喫煙する際、20歳未満の者や妊婦その他の受動喫煙による健康への影響について特に配慮が必要な区民等に、受動喫煙が生じないよう配慮しなければならない。
- ・ 区民等は、禁煙場所以外の場所において喫煙をする際、点火されたたばこにより子どもの身体等に危害を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。

③ 喫煙場所に講ずべき措置等

- ・ 区及び事業者が、喫煙場所を設置する場合は、受動喫煙を生じさせることがないよう、必要な措置が講じられなければならない。
- ・ 区は、受動喫煙防止に必要な措置が講じられていると認められる喫煙場所を指定喫煙場所として指定することができる。

④ 指導

- ・ 区は、公共の場所における喫煙をした者、または事業者が管理する喫煙場所に受動喫煙防止に必要な措置が講じられていない場合で、区民等に受動喫煙を生じさせないために必要があると認めるときは、指導をすることができる。

4 今後のスケジュール（予定）

令和7年10月	条例制定の考え方の決定
10月～11月	区民意見交換会の実施
12月	条例（案）に盛り込むべき事項の決定 パブリック・コメント手続の実施
令和8年 2月	第1回定例会に条例（案）提案
3月～9月	周知期間
4月	公衆喫煙所設置助成の実施、巡回指導等の実施
10月	条例施行